

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
A 基本ガイドライン	A 基本ガイドライン
法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係	法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係
<u>24の5-23 開示府令第19条第2項第9号の3に基づき提出する臨時報告書の記載にあたっては、定時株主総会の直後に開催された取締役会の決議の内容を記載することができるものとする。</u>	（新設）
<u>24の5-24</u> （略）	<u>24の5-23</u> （略）
<u>24の5-25</u> （略）	<u>24の5-24</u> （略）
<u>24の5-26</u> 24の5-25の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。	<u>24の5-25</u> 24の5-24の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。
<u>24の5-27</u> （略）	<u>24の5-26</u> （略）
<u>24の5-28</u> （略）	<u>24の5-27</u> （略）
<u>24の5-29</u> （略）	<u>24の5-28</u> （略）
<u>24の5-30 開示府令第19条第2項第9号の2ハに規定する「当該決議の結果」には、決議事項が可決されたか否か、及びその根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合を記載することに留意する。</u>	（新設）

※波線部分~~は~~、平成22年2月12日の改正案の公表の際に、「開示府令第19条第2項第9号の2に規定する決議事項」と規定していましたが、本規定は、今般の改正により改正後の新開示府令第19条第2項第9号の3に番号が移動すべきところ「第9号の2」と表示していたものです。したがって、本規定は、平成21年12月11日の改正により有価証券報告書を株主総会前に提出する場合における取扱いを示した規定になります。